

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 名称及び数量

県営林産物（間伐材）売払 一式

#### (2) 売払に付する条件

別添「県営林産物（間伐材）売払仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務の予定期間

契約日から令和 2 年 7 月 2 2 日

#### (4) 引渡場所

鳥取県日野郡江府町御机字鏡ヶ成 709-2 県有林の土場

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が払下品類の木材類買受に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 2 年 3 月 31 日（火）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

#### (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

電話 0859-72-2020

電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和2年3月23日(月)から令和2年4月10日(金)までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkou/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年3月23日(月)から令和2年4月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送の方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(信書と明記すること。)によること。

また、令和2年5月13日(水)午後2時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年5月13日(水)午後2時、即時開札  
鳥取県西部総合事務所日野振興センター

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、書面又は電子メールにより4の(1)の場所に令和2年4月6日(月)午後5時までに書面で提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和2年4月7日(火)からインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkou/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に令和2年4月10日(金)午後5時までに提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時において競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第1号）

8 入札の資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査した上、適格者か否かを確認し、その結果を令和2年4月22日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により適格者でないと通知された者は、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長に対し、その理由について、令和2年4月24日（金）までに書面（様式は自由）でもって説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長は、(2)により説明を求められた場合、説明を求めた者に対し、令和2年4月28日（火）までに書面でもって回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙面による入札とする。
- (2) 入札書（様式第3号）は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (3) 入札書には1㎡当たりの単価を記載すること。入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (5) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札書の様式は様式第3号とする。
- (9) 入札書のあて名は「鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明」とすること。
- (10) 再度入札は2回とする（初度入札を含めて3回とする。）。ただし、郵送による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封書に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。  
また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2の参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (4) 記名押印のない入札書による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 契約書作成の要否  
要

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格を上回る最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 手続における交渉の有無  
無

15 専属的合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、鳥取県日野郡日野町を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

16 履行状況評価の実施

本件業務については、受注者の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。したがって、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### （5）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

（6）10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明 様

案件名称：県営林産物（間伐材）売払

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が払下品類の木材類買受に登録されている者又は登録申請中の者であります。
- 3 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。  
また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、本件公告に示した調達案件を履行することができる者であります。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名

印

（作成責任者）  
所属・職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ

様式第2号

質 問 書

令和 年 月 日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては法人名及び代表者の職・氏名)

担当者部署

担当者氏名

電 話

ファクシミリ

県営林産物（間伐材）売払に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

様式第3号

入 札 書 (第 回)

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明 様

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、仕様書等を熟慮の上、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

件 名	県営林産物（間伐材）売払
引渡場所	鳥取県日野郡江府町御机字鏡ヶ成709-2 県有林の土場
入札金額	1 m <sup>3</sup> 当り 円（税込み） （うち消費税及び地方消費税額 円）

- 備考 1 入札書は、封書にし、表面に業務名、業務場所、商号又は名称及び代表者名を記載すること。  
2 入札金額は、算用数字で記載すること。

## 契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明 様

(申請者)

住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名  
印

(この申請に係る責任者及び連絡先)

所属・職・氏名  
電 話 番 号  
ファクシミリ  
電子メールアドレス

令和2年3月23日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県会計規則第112条第4項の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

案件名称 県営林産物（間伐材）売払

注1 申請者は、案件の契約を行う者（代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者）とすることとする。

注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券（写し不可）を添付すること。

注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績を証するもの（契約書写し等）を添付すること。